

家屋を新築などで取得した方へ

主に令和2年中に家屋を新築、増築または改築により取得した方に、7月8日(木)付で「不動産取得税納税通知書」を送付します。金融機関の窓口等、納税通知書に記載の場所で納付してください。

■納期限 7月30日(金)

■問合せ 栃木県大田原県税事務所 課税課 不動産取得税担当 ☎0287-23-4172

家屋の確認調査を行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を利用し、新増築または滅失された家屋の調査を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

【家屋が新増築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますので、ご相談ください。

【住民の皆さんへのお願い】

毎年郵送する固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

また、過年度に建築された家屋については、原則、調査した年度を含んで最大5年間さかのぼって課税となります。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係 ☎726905

安全な道路のためにご協力ください

道路や歩道に樹木等がはみ出していることや車の通行に支障が危険です。樹木は土地所有者に所有権があるため、樹木が原因で事故が発生すると、土地の所有者に管理責任が問われる場合があります。

次のような状況、またはその状況になる恐れのある土地所有者の方は、樹木の枝切り等をお願いします。

- ・通行に支障のある高さまで、道路上空に枝が繁茂する
 - ・枯れ木が道路へ倒れる
 - ・折れ枝、枯れ枝が道路へ落下する
 - ・竹木が繁茂し道路へはみ出す
- ※道路に穴が開いているなど危険な状態を見つけた場合にもご連絡ください。

▼問合せ

○町道等に影響がある場合
建設課維持管理係 ☎726914

○一般国道294号・県道に影響がある場合
大田原土木事務所保全管理課
☎0287-23-6613

クロスコネクションは水道法で固く「禁止」されています

クロスコネクションとは、水道管(給水装置)とその他の目的の管が直接連結されていることをいいます。また、水道水と井戸水等を必要に応じてバルブで切り替えて使用することも同様です。

【その他の目的の管の例】

- 井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水・貯水槽以降の配管等
- クロスコネクションが禁止になっている理由

水道管とその他の目的の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により井戸水等が水道本管へ逆流することがあります。逆流した水が汚染されていた場合、周辺の家庭で飲用に適さない(消毒されていない)危険な水を飲んでしまうだけでなく、最悪の場合には水道管の水が汚染され、広範囲に健康被害が生じ、恐れがあります。

そのため、水道水の安全性を確保する公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは水道法により固く「禁止」されています。

○クロスコネクションになっている場合

速やかに、町指定給水装置工事事業者へ直接依頼し、水道管とそ

の他の目的の管を切り離してください。

なお、切り離し工事に要する費用は個人負担になります。また、クロスコネクションをそのまま放置した場合、大量の水道水が井戸等に流れ込み、高額な水道料金が請求されることがありますので速やかに対応してください。

クロスコネクションが発見された場合、罰則を科せられる可能性がありますのでご注意ください。

▼問合せ 上下水道課水道施設係 ☎726920

